

昭和五十七年四月九日受領
答 弁 第 八 号

(質問の 八)

内閣衆質九六第八号

昭和五十七年四月九日

内閣総理大臣 鈴木 善 幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員小川国彦君提出もち米輸入商社公表問題と国政調査権との関連に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小川国彦君提出もち米輸入商社公表問題と国政調査権との関連に関する
質問に対する答弁書

一について

「もち米については、うるち米と同様、国内必要量は国内生産で確保することを基本として
いる。」という方針は、現在においても変更はない。

二及び三について

もち米の需給の安定を図るためには、需要に見合った適正な生産が図られることが必要であ
るとの観点から、もち米安定供給奨励金の交付を行うとともに、関係者を指導し、もち米生産
団地の拡大、契約栽培に伴う最低保証額の引上げ等の措置を図ったところである。

しかしながら、五十六年産米も前年に引き続き不作に見舞われたことから、もち米の需給及

び価格の安定を図るためやむを得ず外国産もち米の輸入を行ったところである。

四について

今後とも、もち米の国内必要量は国内生産で確保することが基本であると考えており、このような観点に立つて国内産もち米の調整保管制度を新たに設け、政府としても所要の助成を行うこととしたところである。

異常な凶作等によりやむを得ず輸入を行うことがないとはいえないが、今後は、この調整保管制度の活用を中心に、もち米の需給及び価格の安定を図り得るよう努めてまいりたい。

五について

(一) 昭和五十年以降におけるもち米の輸入先国、年度契約ごとの輸入数量、契約ごとの取扱
い商社名及び食糧庁の買入契約価格は、別表一のとおりである。

なお、企業名を示して個々の商社ごとの契約数量を明らかにすることは、各商社の営業活

動を公開することになり、企業の秘密に触れることになるので、適当でないと考える。

- (二) 相手国での仕入価格、輸送費・保険料等の中間経費及び商社手数料については、食糧庁は、所要の調査を行い、その時々 of 適正な水準を把握の上、予定価格を算定し、その範囲内の価格で買付契約を締結しているが、契約締結後に各商社が実際に要した額は承知していない。

なお、相手国での仕入価格については、政府間で交渉することもあるが、この場合にもその価格については、輸出側からこれを公表しないよう要請されており、日本側としても有利な買い付けを確保するため、これを公表することは適当でないと考える。

- (三) 相手国における買付け先については、それが民間企業である場合には、その企業名は承知していない。国家機関又はその指定を受けた機関としては、韓国にあつては大韓民国農業協同組合中央会、中国にあつては中国糧油食品進出口総公司、タイにあつては商業省外国貿易

局がそれぞれ買付け先となっている。

(四) 買付け国におけるもち米の価格推移については、タイの場合は別表二のとおりである。

なお、その他の国については、この種の資料はない。

また、他国による買付け価格及び数量に関する資料は、入手困難である。

六について

(一) 政府としては、国会の国政調査活動が十分その目的を達成できるよう、政府の立場から許される最大限の協力をすべきものと考えているが、本件において、各商社の具体的な契約数量を明らかにすることについては、各商社の営業活動を公開することになり、企業の秘密に触れることになること、また、政府間交渉により決定された相手国での仕入価格を明らかにすることについては、相手国の要請に反するとともに、我が国の有利な買い付けが困難になるといふ問題があることから、適当でないと考えている。

(二) なお、いわゆる国政調査権に関する政府の考え方は、次のとおりである。

1 いわゆる国政調査権は、憲法第六十二条に由来するものであり、国政の全般にわたってその適正な行使が保障されなければならないことはいうまでもないところである。

一方、憲法第六十五条によつて内閣に属することとされている行政権に属する公務の民主的かつ能率的な運営を確保するために、国家公務員には守秘義務が課されている。

2 そこで、国政調査権と国家公務員の守秘義務との間において調整を必要とする場合が生ずる。国政調査権に基づいて政府に対して要請があつた場合、その要請にこたえて職務上の秘密を開披するかどうかは、守秘義務によつて守られるべき公益と国政調査権の行使によつて得られるべき公益とを個々の事案ごとに比較衡量することにより決定されるべきものと考ええる。

3 個々の事案について右の判断をする場合において、国会と政府との見解が異なる場合が

時に生ずることは避け得ないところであろうが、政府としては、国会の国政調査活動が十分その目的を達成できるよう、政府の立場から許される最大限の協力をすべきものと考えらる。

（昭和四十九年十二月二十三日参議院予算委員会における三木内閣総理大臣答弁参照）
右答弁する。

輸種契約	入先年月日	国類	年度		昭和		52		年		度	
			昭和52.11.19	昭和53.1.30	米円昭53.2.13	韓長昭53.2.13	中円昭53.2.13	中円昭53.2.28	中長昭53.2.28			
契 約 別	数 量 (トン)	A社 B社 C計	400	993	400	A社 B社 C計	A社 B社 C計	1,000	935	A社 B社 C計	935	1,000
			300	900	300	A社 B社 C計	A社 B社 C計	803	882	B社	882	800
			300	827	300	A社 B社 C計	A社 B社 C計	487	809	C社	809	400
			1,000	680	1,000	A社 B社 C計	A社 B社 C計	420	687	D社	687	2,200
				516		A社 B社 C計	A社 B社 C計	355	448	E社	448	
				456		A社 B社 C計	A社 B社 C計	700	313	F社	313	
				5,000		A社 B社 C計	A社 B社 C計	700	242	G社	242	
						A社 B社 C計	A社 B社 C計	700	242	H社	242	
						A社 B社 C計	A社 B社 C計	700	4,800	I社	4,800	
						A社 B社 C計	A社 B社 C計	700				
						A社 B社 C計	A社 B社 C計	700				
						A社 B社 C計	A社 B社 C計	700				
			伊住丸 藤友 忠商 事紅	兼住東東ト三明 松友京一井和 江商貿メ物産 商事易食メ産業	伊兼日 藤松綿 忠江実 商業	伊加兼金住東ト日丸三三明 藤藤松商友一綿商井菱和 忠商江メ実岩物商産	太東日三ユ 洋工綿井ア 物実物産 産産業産業	伊住東東東ト日明和 藤友京丸一商和光 忠商貿一物メ岩産交 商事易事産メ井業易	ト日三 一商井 メ岩物 メ井産			
食糧庁の買入契約 価格(円/トン)	64,035	92,049	143,878	211,963	146,650	146,655	139,140					

會計年度	先年度	種類	昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度	昭和55年度	
			1粒7	9	9	1.27	1.26	1.19 (2月積)	1.19 (1-3月積)
輸種契 入年月日	数量 (トソ)	数 社 A B C D E 計	2,098	2,222	740	790	789	2,000	3,734
			1,016	822	607	543	496	1,000	3,049
商社名	約	契	1,646	404	467	487	450	1,000	1,730
			5,579	404	443	372	302	3,000	1,487
別	約	契	15,000	632	404	170	205		10,000
			358	211	211	284	258		
食糧庁の買入契約 価格(円/トソ)	約	契	122,835	148,430	133,642	72,067	91,487	94,902	94,847

會計年度	先年月日	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		國中 粒28 円 昭57. 月1.28 (2月積)
		1粒 昭56. 1.19 (3月積)	1粒 昭56. 1.19 (4-5月積)	1粒 昭56. 7.10	1粒 昭57. 1.21	1粒 昭57. 3.3 (3月積)	1粒 昭57. 3.3 (4月積)	
輸種契 入約年月日	種類	々長	々長	々長	々長	々長	々長	中
		昭56. 1.19 (3月積)	昭56. 1.19 (4-5月積)	昭56. 7.10	昭57. 1.21	昭57. 3.3 (3月積)	昭57. 3.3 (4月積)	昭57. 1.28 (2月積)
数量 (トソ)	数	A社 2,391	A社 2,702	A社 4,677	A社 855	A社 3,100	A社 2,860	A社 1,330
		B社 1,949	B社 2,404	B社 3,282	B社 775	B社 2,190	B社 1,990	B社 360
契約別	商社名	C社 1,799	C社 1,736	C社 2,982	C社 555	C社 1,800	C社 1,730	C社 360
		D社 1,470	D社 1,665	D社 2,706	D社 315	D社 1,100	D社 1,640	D社 840
		E計 10,000	E計 10,493	E計 22,454	E計 2,500	E計 830	E計 10,000	E計 2,050
		住東日三明	伊兼東ト明	藤松商友京一綿井菱和	兼ト三三 松一井菱 江メ物商 商メ産事	伊兼東日三明 藤松綿菱和 商江実商産 事商食業事業	金住東ト丸三 商友京一井 又商貿メ物 一事易メ紅産	伊東明 藤丸一商産 事商業
食糧庁の買入契約 価格(円/トソ)		94,302	93,852	117,548	87,686	83,081	82,501	144,247

會計年度 先年月日	昭和56年度			
	中 円 昭57. 1.28 (3-4月積)	中 円 昭57. 3.26 (5月積)	中 円 昭57. 3.26 (6月積)	中 円 昭57. 3.30
輸入種類	国粒	国粒	国粒	国粒
契約年月日	2,220	1,210	1,410	1,220
契約 数量 (トソ)	A社	A社	A社	A社
	B社	B社	B社	B社
	C社	C社	C社	C社
	D社	D社	D社	D社
	E社	E社	E社	E社
	F社	F社	F社	F社
	G社	G社	G社	F計
	H社	H計		
	I社			
	J計			
約 商 社 名 別	住太東東ト日三ヨ和	住東ト日三明ヨ和	伊太東東日 藤洋京丸商 忠物貿一岩 商易事井	太ト日三明 洋一綿商井和 物々実岩物産 産ノ業井産業
	友洋京工一綿商井了光	友工二綿井和了光		
	商物貿物々実岩物産交	商物々実物産交		
	事産易産ノ業井産業易	事産ノ業産業易		
食糧庁の買入契約 価格(円/トソ)	143,337	152,103	151,143	152,666

(注) 米国からの輸入は玄米、他はすべて精米である。
(出所：食糧庁業務部資料)

別表二

タイ国貿易取引委員会によるタイもち精米(碎米率10%)
の輸出指標価格

(単位：トソ当たりドル)

昭和年 月	50	51	52	53	54	55	56	57
1	380	250	175	365	330	335	420	340
2	385	220	175	470	320	335	445	300
3	370	195	180	—	315	348	455	300
4	365	190	177	—	315	365	460	
5	370	190	182	—	320	365	460	
6	360	190	182	—	313	375	465	
7	320	185	192	—	313	375	470	
8	355	200	205	—	320	375	435	
9	365	200	215	—	320	375	435	
10	355	195	227	—	320	375	425	
11	325	180	240	380	315	410	420	
12	277	175	320	350	315	410	370	

- (注) 1. 月初価格である。
2. 53年3月～10月の間の価格については公表されていない。